

## ふくおか県央環境広域施設組合規則第8号

### ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例(平成31年条例第6号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求、決定及び通知等)

第2条 条例第6条に規定する情報の開示請求並びに条例第7条第1項及び第3項に規定する開示の決定及び通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 情報の開示請求 情報の開示請求書(様式第1号)
- (2) 情報の開示をする旨の決定 情報開示決定通知書(様式第2号)
- (3) 情報の部分開示をする旨の決定 情報の部分開示決定通知書(様式第3号)
- (4) 情報の開示をしない旨の決定 情報非開示決定通知書(様式第4号)
- (5) 決定期間を延長する旨の通知 決定期間延長通知書(様式第5号)

(情報の閲覧又は視聴)

第3条 条例第7条第1項の規定により情報の開示をする旨の決定を受けたものは、実施機関が定める日時及び場所において閲覧し、又は視聴しなければならない。

- 2 情報を閲覧し、又は視聴するものは、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反するものに対し、情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第4条 条例第14条の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 写しの作成に要する費用 1枚につき20円
- (2) 写しの送付に要する費用 郵送料の実額

(運用状況の公表)

第5条 条例第17条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項につき、前年度の運用状況を毎年6月末までに公表するものとする。

- (1) 開示請求件数
- (2) 開示件数、部分開示件数及び非開示件数
- (3) 審査請求件数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める事項  
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

情報開示請求書

年 月 日

(宛先)実施機関

住所

氏名

連絡先(電話番号)

〔法人その他の団体にあつては名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例(平成31年条例第6号)第6条の規定により、次のとおり情報の開示を請求します。

情報の件名又は内容	
開示方法の区分 〔該当する番号を○で 囲んでください。〕	1 閲覧      2 視聴      3 写しの交付

様式第2号(第2条関係)

情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

(請求者)

様

(実施機関名)

印

年 月 日付けで請求のありました情報については、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る情報の 件名又は内容		
開示の日時及び場所	日時	から 年 月 日( ) 時 分 までの間
	場所	ふくおか県央環境広域施設組合事務局
担 当	ふくおか県央環境広域施設組合総務課総務財政係 電話 0948-22-5911	

(注)

- 1 指定された日時に来られない場合は、あらかじめご連絡ください。
- 2 情報の開示を受ける際は、必ずこの通知書を持参し、係に提示してください。

様式第3号(第2条関係)

情報の部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

(請求者) 様  
(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました情報については、次のとおり情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る情報の 件名又は内容		
開示の日時及び場所	日時	時 分 から 年 月 日( ) 時 分 までの間
	場所	ふくおか県央環境広域施設組合事務局
情報の一部を 開示しない理由	ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例 (平成31年条例第6号)第 条第 項第 号に該 当(理由)	
〔開示しないことと決定した部分の開示をすることができる期日が明らか な場合〕 当該情報は、 年 月 日以降に開示できますので、その日以降改 めて情報の開示の請求をしてください。		
担 当	ふくおか県央環境広域施設組合総務課総務財政 係 電話 0948-22-5911	

(注)

- 1 指定された日時に来られない場合は、あらかじめご連絡ください。

- 2 情報の開示を受ける際は、必ずこの通知書を持参し、係に提示してください。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に組合長に対して審査請求を提起することができます。
- 4 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、ふくおか県央環境広域施設組合(訴訟において組合を代表する者は、組合長となります。)を被告として、福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第2条関係)

情報非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

(請求者)

様

(実施機関名)

印

年 月 日付けで請求のありました情報については、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る情報の 件名又は内容	
情報の一部を 開示しない理由	ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例 (平成31年条例第6号)第 条第 項第 号に該 当(理由)
〔開示しないことと決定した部分の開示をすることができる期日が明らか な場合〕当該情報は、 年 月 日以降に開示できますので、その日 以降改めて情報の開示の請求をしてください。	
担 当	ふくおか県央環境広域施設組合総務課総務財政 係 電話 0948-22-5911

(注)

- この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に組合長に対して審査請求を提起することができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、ふくおか県央環境広域施設組合(訴訟において組合を代表する者は、組合長となります。)を被告として、福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第2条関係)

決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

(請求者) 様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました情報については、ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例(平成31年条例第6号。以下「条例」という。)第7条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

開示請求に係る情報の 件名又は内容	
条例第7条第1項の規定 による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
期間を延長する理由	
担 当	ふくおか県央環境広域施設組合総務課総務財政 係 電話 0948-22-5911